

# 福島市議会議員政治倫理条例

平成二十九年六月三十日条例第十七号

## (目的)

第一条 この条例は、福島市議会基本条例(平成二十六年条例第二十号)第三十条第二項の規定に基づき、福島市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に関し必要な事項を定めることにより、市民の信頼に応えとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

## (議員の責務)

第二条 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、良心と責任感を持ってその品位の保持に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いが持たれた場合は、自ら誠実にその説明を行い、その責任を明らかにしなければならない。  
(政治倫理基準)

第三条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令及び社会の規範のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

一 市の職員並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(以下この条において「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定による市の指定を受けた者(以下「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。次条において「法」という。)」第二百四十四条の二第三項の規定による市の指定を受けた者をいう。以下同じ。)の役職員(以下この条において「市職員等」という。)の公正な職務執行を妨げないこと。

二 市職員等の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

三 市職員等の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。

四 市、出資法人及び指定管理者が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品購入契約又は許可、認可その他の処分に関し、特定のもののに有利又は不利になるよう働きかけないこと。

五 市が行う指定管理者の指定又は補助金の交付に関し、特定のもののに有利又は不利になるよう働きかけないこと。

六 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

七 議員の地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。

(審査の請求)

第四条 市民及び議員は、前条各号に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める連署をもって、当該政治倫理基準に違反する事実があることを証する書類を添えて、その代表者から議長に対し、当該政治倫理基準に違反する行為の存否の確認の審査の請求（以下単に「審査請求」という。）をすることができる。

一 市民が審査請求をする場合 法第十八条に定める選挙権を有する者（審査請求をする時において、福島市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の五十分の一以上の者の連署

二 議員が審査請求をする場合 福島市議会議員定数条例（平成十四年条例第十五号）に定める議員の定数の八分の一以上の議員の連署

2 審査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

(審査会の設置)

第五条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、これを審査するため、議会に福島市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員十一人以内をもって組織する。

3 委員は、議員のうちから議長が指名する。

4 委員の任期は、前条の規定による審査請求に係る事案について、議長に対しその結果を報告するまでの期間とする。ただし、当該委員が議員の職を失ったときは、その任期は終了するものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の審査)

第六条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び第三条各号に規定する政治倫理基準に違反する行為の存否について審査するものとする。

2 前項の場合において、審査会は、審査の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）に対する事情聴取その他の必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(審査結果の報告)

第七条 審査会は、前条の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

(審査結果の通知及び公表)

第八条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、第四条の規定による審査請求をした代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(意見書の提出)

第九条 審査対象議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、指定された期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、前条の規定による公表に併せて、当該意見書の全部又は概要を公表するものとする。  
(措置及び公表)

第十条 審査対象議員は、自己に関する審査会の審査の結果において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、前二項の規定による措置の内容を公表しなければならない。  
(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第四条から第十条までの規定は、同日以後の議員の行為について適用する。